

武道の幻想

—スポーツが人間形成に役立つことを立証することは困難である。

それ以上に、武道における立証には大きなハードルが横たわる。—

1997年12月17日

創価大学の最終講義に当って

工藤英三

◆ 私は何を述べたいのか

「武道」の「道」ということばに迷わされて、われわれはそこに倚るべき「理」、「高貴な精神性」があるように思い勝ちである。しかし、「武」を基本の性格とする「武道」には、それらのものに限界がある。

人類の歴史を辿るとき、過去99%、およそ1万年前まで、人間は平和を愛し、家族を思い、自然に敬虔で、優劣貴賤の差別のない、高い道徳性をもった生活を行ってきた。エンゲルス^Dは「文明は古い氏族社会の手にはとうてい負えなかった事柄をなしとげた。しかし文明がこれをなしとげたのは、人間のもっともいやらしい衝動と情欲を動かし、人間のもつ他のすべての資質を犠牲にして発展させたことによるのである」と述べる。生産手段の発達で、人間に農耕による穀物の栽培を可能にした。それは共同体の人間の一部の人の労働で行われ得た。他の人と、ペブレン^Dによれば、「有閑階級」のひとが、闘争という労働で、食物の獲得をはかった。「武」はその手段であった。「武」の行使の過程で、人間は同類を殺すという神を恐れぬ所業を平然とする。他の動物ではみられないことである。「武道」において「武」の行使を容認し、その後「道」を求めるとしても、「道」そのものの前提となる人間性が侵されている。

体育・スポーツの指導者、教育者—教師、コーチ、監督など、「武道」やスポーツによって、望ましい人間性が形成されると錯覚する。しかし「武道」に精進するほど、スポーツに時間をかけ高度な技術を獲得したものほど、人間としての歪みを露呈するという現実がある。私は「武道」に「道」「精神性」が存在するとする幻想を打ち壊す。世界史的に「武」の発生の原点を確かめるとき、日本の封建社会で果たした「武力」の役割をみると、そこに「道」はない。とくに、明治—昭和期の戦争時代、「武道」は攻撃精神養成の手段であった。今、学習指導要領の改訂で、武道の精神性に期待し、スポーツの中での格付けを高める施策がとられつつある。国が「武道」を、どのような美しい衣で装わせようと、「武道」の本質は、近代人権思想と相容れない。スポーツもまた同類である。

それでは、「武道」「スポーツ」は排斥されるべきであろうか。そういうことではない。これらには、人間の、健康、体力向上、創造性、娯楽、友好性に寄与するメリットがある。「武道」「スポーツ」の役割と限界を認識することが必要なのである。

◆ 目次

1. 「武」の意味、ならびに「武道」の概念の検証

2. 日本における武技の誕生, その遣い手である専門家集団, 武士の役割
3. 人間にとって「武」とは何か, その発生の理由と状況
4. 日本の幕藩制時代における「武」の役割
5. 武士道に表明される道徳的規範とその限界
6. 学校教育の中に武道が選択された経緯
7. 武道に対する期待の矛盾と非現実性
8. 結論

1. 「武」の意味, ならびに「武道」の概念の検証

1) 「武」とは

「武」とは中国最古の字典「説文解字」に「戈(ほこ,) 止(とどむ)」の二つの合意文字と説明され, 武徳によって世を治める平和主義を疑わすように解されることもある。しかし中国語学者の藤堂明保によれば, 「戈」は「まさかり」型の武器を表わす文字, 「止」は「趾(あし)」の原字, 従って「武」は戈(武器)をもって止(あし)で進むこと, 妨害を排除して荒あらしく進むことを表した文字である。「戈を止むるを武という」などとお説教するのは故意にねじまげた解釈であるとするのである。

2) 「武」から派生のことば

「武」には, 本来的に戈(ほこ)をもって荒あらしくつき進み, 欲しいものを奪いとるという意味があり, そこから「武勇」(勇ましいこと)「武力」(軍事的な威力)「武術」「武芸」「武技」など, 戦いの方法, 戦いの技術などのことばが派生した。

3) 「道」とは

日本の故文献⁹⁾によれば「事, 理, 人ノ行ヒモテ行フベキモノ」とされる。中国における「道」の考察は, 古くは, 易経(形而上者), 孔子(子曰, 朝聞道, 夕死可矣: 事物当然の理), 孟子(君子の行うべき道理), 大学(あるべきところ), 中庸(当為), 老子(天地自然をつくり出した根源, 名づけようのない原理)と続く。徳川幕府によって採用された儒学(朱子学)において, 朱子(1130~1200年)は, 宇宙を存在としての「気」と, 存在の根拠・法則としての「理」と二元論的にとらえ, 人間において「気」を気質の性と本然の性を二つに分ける。本然の性に理が具わることを実現する「性理」の学を「道学」とした。「道」は封建的秩序イデオロギーとして体制教学化された。幕府, 藩のお抱えの儒者によって幕藩体制を支える仁義礼忠智信の道が説かれるが, 「武士道」とは, これらの徳目の具現であった。

4) 武 道

「武道」は「武」「道」の二つのことばの合成である。初見は「吾妻鏡」建久六年(1195)八月十日「熊谷次郎直実法師, 京都より参向す, 往日の武道を辞し, 来世の仏像を求めて……」の条であろう。ここでは武士としての仕事, 職能を意味した。太平記(1368—1375)兵部卿親王流刑事においては, 文道に対する語として武道をあげ, 武士の守るべき道の意である。甲陽軍鑑(江戸前期の軍学書)に「乱気, 遊宴, 野遊に耽り, 武道を忘るべからず」とされる「武道」は, 武士の必須の教養, 武術・武芸の意に変遷している。

幕藩制時代に入ると具体的な「武技」「武術」はほとんど「武芸」とされ, 「武道」としては

用いられない。

条々

- 一 忠孝をはけまし、礼法を正し、常に文道武芸を心かけ、義理を専にし、風俗を乱へからさる事

寛永十二年(1635)の御当家令条である。文道と相對するものとして武芸のことばが用いられるのである。「武芸十八般に通ず」とは、各種の武術の技に優れている武術者の理想像を表現したものである。

「武道」という場合、江戸時代で「士道」「武士道」など、武士の教養、あるべき道を意味した。大道寺友山(1639-1730)の「武道初心集」で「武士たるもの、日々夜々、死を常に心あつるを以て、本意の第一と仕り候。死さえ常に心にあて候へば、忠孝二つの道にも相叶ひ……」とあるのはその例である。同時代の山本常朝⁹はその著「葉隠」で、武士道とは死ぬること、常に生を捨て死をえらぶ覚悟があれば命を長らえ任務(君命の)を全うすることができる、とした。

明治期(1868-)に入って、「武道」の語はしばらくあらわれない。帝政の拡張時代、日清・日露の戦争の勝利のころ、ナショナリズムの昂揚から「武士道」という語が復活される。敵と直接ぶつかり合う白兵戦闘で勝利を治めるのは、武術ではなく攻撃的精神をもつ「武道」でなければならないとする主張である。

とくに大正3年(1914)、時の警視總監西久保弘道は「武本来の目的に適合し、其の実に応わしい名称」は、「武術」ではなく「武道」であることを強調する。西久保は大正8年(1919)大日本武徳会副会長兼武術専門学校長に迎えられ、名称変更の運動に乗り出し、政府にはたらきかけて武術専門学校を武道専門学校と改称、武徳会内での「柔術・剣術・弓術」という呼称を「柔道・剣道・弓道」と改称した。学校体育の場に、柔道・剣道・弓道の呼称が登場したのは、「学校体操教授要目」改正のときである(大正15年-1926)。体操科の教材を、体操、教練、遊戯及競技とし、選択科目として中学校、師範学校で剣道及柔道を行うことができた。

「柔道」という呼称についてひとこと触れておく必要がある。嘉納治五郎⁹が明治15年(1882)すでに「講道館柔道」を創始、提唱していたことである。その自著「柔道教本」で「……武術、体育、精神の修養、世に処する方法等のことを兼ねた修業……ひとつの道として教える」と述べる。もっとも「柔道」の語は嘉納による造語ではなく、江戸幕府の家老、松平定信の自伝書「宇下人言」(1816年ころの作)に「……起倒流の柔道を学ぶ」とあらわれている。

柔道・剣道・弓道の名称が文部省によって確定されるのであるが、昭和10年代(1935-)から、すべての戦技、格技に「道」の名称をつけることになる。外来のものである銃剣術さえ銃剣道に、射撃術は射撃道とされる。またこれらは「武道」の概念で統括された。

昭和20年(1945)の敗戦と共に、「武道」は禁忌の語となる。しかし、1949年中華人民共和国の成立、1950年の朝鮮戦争勃発により、日本を極東の共産主義に対する砦(とりで)と期待する米国の政策に伴って、武道の復活が企画される。昭和30年代から40年代にかけての体育系大学での武道学科の設置、日本武道学会の設立などにより、「武道」という語の復活が次第に定着する。

しかし「武道」という語は2つの点であいまいである。1つは外延の問題である。平成元年(1989)公布の中学校学習指導要領では、柔道、剣道の他、相撲を武道の範疇とする。それならばレスリング、ボクシング、空手、少林寺拳法などはどうなのか、武道とは、格闘技すべてを包括する概念なのか明確でない。第2点は内包の問題、「道」へのこだわりである、他の運動競技において球技は球技道、体操は体操道とは呼称し得ない。その違いはどこに在るのか。武術から発展した運動を表わす場合、道ということばを附するに価するかという疑念である。

2. 日本における武技の起り、武技の違い手である専門家集団の役割

「武」の発揮、その手段としての武技・武術・武力の必要性は、農耕種族である大和民族において避けられないことであった。ここでは、とくに「柔」「剣」を中心に、その武技の生い立ち、役割について検証する。

1) 柔術

柔術の古い記録は神話時代に求められる。日本書紀、垂仁天皇七年（前23年か）宮廷内で相撲が行われ、野見宿祢（のみのすくね）が相手の肋骨（あばら骨）を踏み砕き、勝利して天皇から領地を配当された、という故事である。ほぼ八世紀ころから朝廷で相撲節会（すもうせちえ）という公式の競技会が行われ、「拔出司」がおかれていた。相撲のための諸般を準備する役職である。この相撲は組み合いをする他、蹴ることも認められており、むしろ柔術に近いとすべきである。

柔術は戦場での組討ちによって発達する。「源平盛衰記」（鎌倉時代、中末期作の軍記物語）に小兵の和田小次郎が相手の力を利用し勝負を決したことが載せられる。当時の戦闘では白兵戦で槍、太刀などの渡り合いで勝負がつかない場合、組討ちとなり、最後は小刀で敵の首をかき落すという戦いの様式があった。一般的に戦場での組討ちは、強力なものが非力なものに打ち勝つはずであるが、力や体格に劣る者が、大力の者を組み伏せる工夫の術が柔術として発展したものである。江戸時代、「起倒流」「天神真楊流」、二大流派は分れ、それに伴って小流派を生じていた。

2) 剣術

日本書紀、崇神天皇四十八年（前50年か）「撃刀」（たちかき）と記される。神話時代である。8世紀奈良朝時代、撃剣、撃刀の語があらわれ、9世紀平安時代、「太刀打」（たちうち）の語が多見されるようになる。初期の剣は直刀で、最古のものとして残されている剣は刀身2メートル15センチである。11世紀後半に彎刀が優勢を占め、12世紀源平時代には彎刀一色になったと察せられる。彎刀の操作法は、室町から江戸時代にかけて「兵法」「剣術」と呼称されたが、五代綱吉將軍以降は「剣術」が定着する。明治六年（1873）、剣術師範であった榊原鍵吉（さかきばらけんきち）が、武芸の見せ物として「撃剣興業」を始める。その影響で大正期の学校体育の場で（大正15年）「剣道」と改称されるまで「撃剣」と呼称されていた。

日本においてとくに「剣術」は武術の中心を占めるものである。

武を講ずる肝要は、弓・剣・槍の芸を学び、礼儀・廉恥を基として武道専可致研究事（安政七年—幕府講武所 掟 第一条）

秋田藩では、16歳以上の武士の子弟で警護の役につきたいと願い出るとき、学館（当時の藩校、明德館）で、大学、中庸、論語の素読を済ませたということと、併せて剣術、弓、槍について誰の門弟として稽古したか、また特に70石以上の武士の子弟は、誰の門弟として馬術を稽古したかを添えて番入願を提出することになっていた。（寛永五年、学館条目）

以上のように、江戸時代における武士の武術の中心は、弓・剣・槍であり、これに馬術を加

え、武士の必須の武芸修練を弓・馬・剣・槍とした。「柔術」は主要な武芸としては殆ど登場しない。明治期に入って、学校体育の教材として、弓・馬は用具の関係から、槍は長大で危険な点で適切でなく、柔術は、危険なひねり技など除外し「柔道」として衣替えした為、またとくに講道館柔道の創始者、嘉納治五郎の社会的地位の影響もあって学校体育の中に登場してきた。

剣術は江戸時代に入ってから、危険防止のため、直接の討ち合いは禁じられ、袋竹刀、防具なども開発された。それにより、学校体育教材として、最も利用し易かったものと思われる。

3) 武士の誕生

個々の武技、武術などの登場はその歴史を遠く古代に持つが、職業として武士の集団が形成されるのは10世紀後半とされる。それ以前、主領の委託を受け、戦に臨む者はいたが、一時的契約であり、自らの農耕の仕事を持ち乍らのいわゆる「半農半兵」であった。続群書類類従第二十輯上、合戦部一「将門純友東西軍記」における「平将門の乱」(937)の事件をもって武技を本業とし、戦闘目的の為に結成され、1つの社会的階層をなす武士団が発生したとする。将門は下総国で藤原秀郷、ならびに官軍と戦う。

「散位源経基以下ノ官軍数萬人。駿河国迄来ルヨシ。

披露アリケレハ。唯今将門ニ付シタガヒタル同勢トモ。聞ヲチシテ或人落行或ハ降ヲ請ヒ。ノコル勢僅カ千人ニタラサリケレモ。將軍勇氣タユマス甲冑ヲ着シ。」

と戦闘状態が叙述されるが、ここで利あらず降を乞う将門軍の兵もいた。然し、自らの職務として残った千人余りは、武士団の自覚者であったと思われる。以降、「武力」が欲望を達する手段として公認されるのである。

4) 武士集団による政権の獲得、武力による国内制覇

武力を行使する専門家として、武士以前に警護の役につく兵士の存在があった。奈良朝時代、軍団編成、防人司、鎮守府、大衛府の設置が、兵制として、大宝令(701)によって、成文化され、衛士・兵衛、鎮兵、防人などの兵士が存在していた。百人一首「みかきもり、衛士のたく火の夜は燃え、昼は消えつつものをこそ思え」である。武器の製作供出が朝廷によって諸国に命じられていた。

これら兵士集団と異って10世紀武士団を形成した武士は、在地所有のその土地の有力者であった。彼らは「武力」のみならず「智力」にも優れ、神仏への理解も深かった。智勇に優れた者を統帥者として「武力」の行使をするとき、文弱の貴族は到底大刀打ちできない。すなわち鎌倉幕府による日本の前期封建制度、徳川幕府による後期封建体制は「武力」によって樹ち立てられ「武力」によって維持・継続されたものである。

3. 人間にとって「武」とは何か、その発生の理由と状況

「武力」によって支配が行われ、支配するものの利益に奉仕させられるという歴史は、時代を通して連綿として続けられてきた。その渦中にあり、それ以外の体制しか知らないものは、この構造に疑問を持たず、社会的法則として、是認するかも知れない。現在の世界では、「武力」が存在し、「武力」が「権力」に変えられて秩序がたてられているように思われる。それは避けられないしきたりなのか、運命なのか、その当為を問い直す必要がある。

1) 人類の歴史の99%を占める狩猟採集生活では「武」が無用であった。

① 人類の派生から新人の登場まで

・人類の祖先

おごってはいけない。ヒトは地球の主ではなく、自然界に広く分布する生物の一種である。地球の生成後、今から30億年前、生命の誕生をみる。その後、霊長類の1つ真猿類のアフリカ類人猿から、およそ1000万~500万年前に分岐し進化したのが猿人である。その最古の化石が1994年、エチオピア・アラミス地区の440万年前の地層から発見され、世界の人類学者を興奮させた。ラミダス猿人と命名される(1996年10月13日、毎日新聞 科学・いま未来)。現世人類のゴリラ、チンパンジーとのDNAの差は1~2%である。ラミダス猿人はおそらく2本の足で歩行していたと想定される。

・原人の化石の発掘

オランダの医師、ウジェーヌ・デュボア(1858-1940)はダウインの進化論に魅きつけられる。1859年、チャール・ダウイン⁶⁾は、「人間の祖先は神ではなく猿である」と述べたが、当時のキリスト教万能のヨーロッパにおいては革命的な説で、異教徒として迫害を受けた。デュボアは当時既にドイツのネアンデルタール渓谷で発見されていたネアンデルタール人の化石を知っていた。それは類人猿的であるより限りなく人間に近かった。デュボアはこの中間を結びつける化石、ミッシング・リンク(失われた鎖の輪)の発見に生涯をかけることを決意した。彼は軍医を志願してインドネシアに渡り、1891年ジャワのトリニール渓谷で発掘した頭骨化石をピテカントロプス・エレクトス(直立型猿人)と名づけた。いわゆるジャワ原人とされるもので、およそ110万年前~70万年前に存在したものとされる。

・原人の進化—新人の登場

ジャワ地域から分散・移住し、進化したとみられる原人が、中国の北京市郊外で発掘されたのは1934~37年である。脳体積はおよそ1200cc、ドイツで発見されたネアンデルタール人の脳体積、1300ccに近づいている。これらの原人がおそらく進化し、完全なる人類すなわちホモ・サピエンス(知恵の人、新人)となって登場するのは、後期旧石器時代、およそ4万年前~2万年前(地域によって異なる)である。脳体積はおよそ1400cc、ピテカントロプスの登場からおよそ100万年を要している。この間原人は、労働の過程で石器を改良、衣服・住居を改善、音声を符節を持つ言語に発達させ、火を発見し、苛酷な環境を生きぬき、その芸術性、宗教性をも発展させたのである。

② 人類史の第1段階としての自然社会における人間

約1万年前まで、農耕栽培の文化をもたず、野生の植物、動物の獲得による狩猟採集の生活の自然社会は、人類史の99%を占め、人類文化の根幹を形成するものであった。自然に存在するものを食料として獲得し、自然と共存しての生活であった。彼等の労働形態は未発達で、稀には貴重な蛋白質源として鳥獣を獲得し得たが、恒常的に鳥獣を捕獲するという野蛮な行為(Veblen, The Theory of the Leisure Class, 1899)⁷⁾に慣れていなかった。そこには現在の優れた短距離走者、アメリカのカール・ルイスのようなスプリンター、エチオピアのロバや日本の瀬古のようなマラソン・ランナー、小錦のように図体の大きい格闘技マンの存在する必然性はな

かった。労働の形態が彼らを必要としなかったからである。現在のこれらの競技者は、いわば99%の歴史をもつ人類社会の遺伝形質をはみ出した存在である。

1万年前、1千万人存在したとみられる原始的人間は、現在1/30に減少しながらも、世界の各地、グリーンランド、アラスカ、シベリア、マレー半島、インドのアンダマン島、オーストラリア、南アフリカ、中央アジア等に居住する。テレビでしばしば放映されるこれらの人々は、楽天的、平和的で、少い慾望の中で暮らす。'96年秋、人気俳優高島政広が訪れたマレー半島タウ族の生活がTBSで放映された。彼らはジャングルを裸足で走りまわり、蜜蜂の巣を共同作業で獲り、共同に分配する。投槍の競技を披露するが、そのときの最大事件は、誰かが勝利を収めたことではなく、仲間の槍の切尖が失われたことであった。彼らは政府の文化政策を逃れ、さらに奥地に移住したい、と訴える。また'98年正月、NHKで放映された中央アジア、ギルギスタン高原の「鷲匠」は、遊牧生活の中で鷲を捕獲、飼養、調教し、兎を獲らせる。彼らは先祖代々のその暮らしに誇りを持ち、馬を使い、牛・羊の飼育の中で自給自足の生活を楽しむ。彼等には支配がなくまた争いもない。このような社会がかつて存在し、現在も受け継がれているのである。そこには「武」の入り込む隙はない。

③ 狩猟採集民族の生活と自然の関係

原始の人々の生活は、その食料を自然に依存していた。しかし食料となる資源は少く分散していた。従って彼等のテリトリーの範囲は大きく、ちょっとした居住範囲の20-30倍を必要とした。彼等の間には移動が当り前のことであり、大きな集団はこれに適さなかった。せいぜい数十人単位の種族集団であった。

生産物の獲得は直接消費に結びつき、そこに媒介者は存在しない。貴重な蛋白質源である鳥獣を捕獲することはあってもそれは恒常的なものではない。肉食は共同体の各人に共同に分配され、相互依存を高めたのである。

④ 狩猟採集民族の社会関係

これらの原始共同体社会で特徴的なことは、職業、その他の社会的分業が未発達で、専門家は存在しないことである。彼等はオールランドプレーヤーであった。しかし手仕事の熟練は継承されなかった。共同の労働、共同の食事は彼等の経済を平等にした。そこに貧富の差が生じない。土地の所有は認められず移動を常とする彼等の財産は、とるに足らないものであった。経済的平等はまた政治的平等を意味し、権威の集中する首長の存在価値は低かった。これらの社会の特徴をマルクスは古代社会ノート⁹において、「野蛮人の財産」はとるに足らないものである、財産物件がすくないので所有欲もない、現在では人類の心の中のきわめて支配的な力である「獲得」の欲望もない、と未開社会を評し、彼にとって望ましい「大古」の時代とする。

スミス⁹は「最小の時代の社会、即ち狩猟民族の社会は、財産のそういう不平等を許さなかった。……そして年齢と人物の優越が、権威と服役との唯一の基礎であった。だからこの時代の社会には、権威とか服役とかいうほどのものが殆どまたは全くなかったのである」と述べる。

エンゲルス¹⁰は、上記の原始共産制時代を「その生産は本質的に共同の生産であり、同様に消費もまた大小の共産制共同体の内部で、生産者の直接的分配のもとに行なわれていた」「文明は古い氏族社会の手にはとうてい負えなかった事柄を成しとげた。しかし文明がこれをなしとげたのは、人間のもっともいやらしい衝動と欲情を動かし、人間のもつ他のすべての資質を犠牲にして発展させたことによるのである」と述べるのである。(先述)

2) 人類史の第2段階—農業社会における「武」の行使と階級制の発達

① 穀物の栽培、家畜の飼養による生産性増大

おそらく人間は、雑穀のこぼれた種子が、再びその地に花を咲かせ、実を結ぶのをみたのであろう。穀物の種子をまき、生産に結びつける方法を見出した。勿論ささやかな土の掘り起しに似合う石器もどうやら生産され、生産した穀粒を脱穀する磨製の石器も準備される段階に至っていた。前7—6千紀のものと思われる、ひじょうに古い農耕文化の痕跡がパレスチナのエル・ワド洞窟で発見されている。原始的な鎌、鍬のような石器と穀粒を粉にする石器である。この文化はナトゥ文化と名づけられている。しかしもっと粗朴な原始的農耕が既に1万年前には存在したであろうとされている。

未だ金属を知らない石器時代—初期新石器時代、エジプトの気候は湿潤で涼しかった。ナイル河のまわりの広大な地域は、現在のように広がった砂漠ではなかった。農耕栽培に適するこの地に人間が住み始めたのは紀元前6—5千紀であろう。彼等はこの地で、自然から抜けでた豊かな生活を始めるが、それはまた人間の苦痛の歴史の始まりでもあった。

農耕栽培の発見、それと同時に家畜の飼育に成功した人間は、従来の種族とは異って、飛躍的に大きい食料資源を手に入れることができるようになる。物質文化の発展は、富の偏在、交換、そして奪取への道を進む。奪取は労働以上の効果をもたらす。穀物の奪取から人間の奪取に及び、エジプトのナイル河流域、中東のチグリス、ユーフラテス河の流域に奴隷性階級社会を出現させる。穀物の生産が働く人々の必要以上の生産物を確保し蓄積することになると、強大な力をもったものが、力によってこの富を獲得することができる。労働ではなくて、戦争が富を作る手段となるのである。

② 種族間の従属関係

穀物の大量生産は、もはや小さな共同体の範囲を越え、種族の共同の作業となる。種族はより条件のいい土地に移住しようと試みる。この強制的移住が支配、被支配の関係をもたらすことになる。移住を常とするときその欲望を達成する手段は「武力」である。移住し、征服した種族の反乱を防ぐため、またより好適な地域、人間をも含めて獲得する為、「軍」が必要となり、常設される国民の強制労働となった。

紀元前4千—3千年紀に、強大な奴隷国家が生れる。エジプトのパラオと呼称される王たちは、限りない奴隷を使用して、王の権威を象徴する建造物を作った。あの巨大なピラミッドは、何千、何万の奴隷の、血と汗と涙の労働の結果であった。種族間の戦闘において、平和的集団の種族は闘うことに無知である。赤子の手をねじるように屈服させられるのは必然であった。

4. 幕藩制時代における「武」の役割

1) 「武力」の潜在力による封建社会の維持

幾多の戦乱、興亡を経て、武将徳川家康が覇権を握り、江戸幕府の成立(1603年)をみる。以降、世襲の将軍を最高権力者とする幕府と、封を受け、藩を統治する藩主とによる幕藩制の支配体制が、明治政府の発足(1868年)に至るまで約270年続く。「武家諸法度」(武士の守るべき法)冒頭に「一文武弓馬之道專可相嗜事」(元和元年—1615)にみられるように、武士は「弓馬の道」弓を操り、馬を乗り廻す戦技訓練を日常的に行うことが求められた。この「武力」が幕藩制の支配体制を維持存続させたのである。

支配の頂点に立つ幕府は、命令一下、藩の改廃を行うことが可能であった。之に逆らうことは大逆の罪として、家族、身内、郎党のはてまで危害が及ぶものとされた。

武士は「武力」の象徴として、常時刀を腰にさした。一般庶民に対し「無礼者」と叱咤することも、時には刀を抜いて殺傷することもあった。「切捨御免」である。一般庶民は既に武器を所持の禁が徹底されていた。豊臣秀吉による刀狩の令（天正16年—1588）である。

刀狩の令

条々

- 一、諸国百姓、刀、脇差、弓、やり、てっぽう、其他武具のたくひ所持候事、豎停止候……

武器を持つことのできない住民への「武力」制圧は容易だった。「武力」行使が支配者の一存で容易に可能である状況によって体制は維持、存続されたのである。

2) 武士階級における農民統制、人権の制限

幕藩制時代における「武力」は、士農工商の身分制度を保持するキーであった。藩主を頂点とする武士階級、その「武力」は、一方的に農民の生活、人権に制限を加えた。藩の経済の大部分は農民の供出する年貢に倚っていたが為、彼らが労働に怠慢になること、無用な消費をすることが、直接武士の生活に影響を与えるものであった。「生かさず殺さず」、農民から最大の搾取をしなければならなかった。日常生活の細部、衣・食・住・労働・信仰・娯楽などについてどのような制限があったのかを、当時の法令（布告）によってその一部を明らかにしたい。

農民を土地に束縛

- 一 御料併せ私領百姓の事、其代官領主非分有るに依って、所を立退候に付いては、たとひ其主より相届候とても、猥に返付すべからざる事。

慶長八年三月二十七日

(御当家令条卷二十三)

- 一 村々百姓逐電これ無き様に、五人組同組連判年々改め申付くべく候、其上にてもし走り人これあるにおいては、親類あわせ連判の者として尋出すべし……

寛永十九年九月九日

(岡山藩池田氏の法令)

田畑売買の禁、田畑永代売御仕置

- 一 身上能き百姓は田畑を買取り弥宜しく成り、身体成らざる者は田畑沽却せしめ、いよいよ身上成るべからざる間、向後田畑売却停止なるべき事
- 一 売主牢舎之上追放、本人死候時は、子同罪

寛永二十年三月

(徳川禁令考卷四十三)

衣食住に関する制限

- 一 百姓着物の事、百姓分の者は布・木綿なるべし、但し名主其の外百姓女房は紬（つむぎ）の着物迄は苦しからず、其の上の衣装を着候の者曲事（くせごと）なるべき事

寛永五辰二月九日 老中

(公儀御法度)

- 一 庄屋、惣百姓共、自今以後、其の身に應ぜざる家作りつかまつるべからず、但町屋の儀は地頭・代官の指図を受け、作るべき事
- 一 百姓の食物常々雑穀を用う可く、米はみだりに食せざるよう申し聞すこと

- 一 市町之出、むぎと酒のむべからざる事
- 一 名主惣百姓男女共に、乗物停止の事

寛永二十年三月十一日

(御当家令条 卷第二十三)

以上、現代訳(工藤)で載せたが、主として幕府の法令(御当家令条)から抜き出したものである。藩にはさらに具体的な禁令があり、歌舞音曲の禁にまで及んでいる。信仰に関するものとして、さらに会津藩の例をみる。家臣、直江兼次の農戒書、その第一である。

国主を月日と心得べし、地頭代官は所の氏神と崇むべし、肝煎(きもいり)はまことの親と思ふべきものなり

個人の精神の内面に入り込むことについて武士に何のためらいもない。「人間の尊厳」意識は、武士にも農民にも無かったのであろう。文字を駆使することが、上流階級の武士にしか可能でなかったとしても、身分の異なる人々の精神内面、人権に立ち入って書かれた著作が殆ど見当たらないことに驚かざるを得ない。

5. 武士道に表明される道徳的規範とその限界

1) 初期の武士道

戦闘を目的とする武士集団が、その集団の存在性を確める道徳的心情、それを武士道ということができよう。それは個人に特有のものではなく、集団に適応した、集団に認知されたものでなければならなかった。先に武力を職業として行使する武士団の発生を、天慶2年(939)の平将門の乱に求め得るとする説を紹介したが、その後の鎌倉幕府の成立(1192)までの絶え間のない戦乱の間から、武士集団に1つの倫理感が発生しても不思議でない。それは2つの場を持っていた。第1は、戦闘において、武士としていかなる倫理感で闘うべきか、第2は、他の日常生活において上流階級の武士としていかなる倫理感で身を処すべきかであった。この立場にたつと、戦乱の中で生を全うしてきた鎌倉時代の初期の武士道観と、治世が確立し、直接的な戦闘が予想されない江戸幕府時代の武士道観とは相違があることは予想される。とくに後者において、幕府の採用した儒学が武士道観の形成に影響を与えたであろう。しかし武士道という規定、規則があるわけではなく、後世の研究者がそのような概念形成をしたものであることを心に留める必要がある。

北条泰時は、貞永元年「貞永式目」を編纂する。源頼朝以来の武士の判例をまとめたものである。奈良本¹¹⁾は貞永式目についてその著「武士道の系譜」の中で、究極のところ「従者主に忠をいたし、子親に孝あり、妻は夫に従う」とした日常性の規定であるとする。「忠」の思想は鎌倉時代に普遍化していた。鎌倉三代将軍源実朝の死のとき、御家人(将軍直属の武士、忠誠義務と引き換えに所領、給付などを受ける)100人あまり出家し、北条氏最後の将軍高時の死のときも殉死したものの180人あまり(吾妻鏡)と報じられる。この時代、戦いの中に、美しき鎧かぶとに身を固め、さっそうと出陣する若武者に、歌に戦いの心情を吐露する「情」があった。また、一般的武士の倫理感に「忠」があった。

2) 武芸の専門化、遊芸化

江戸時代、戦闘技術の「武技」「武術」「武芸」は実戦に試される機を殆ど失っていた。しかし武士の「武芸」は「武力」の基であるので、その存在の否定、軽視はあり得なかった。戦国時代の「のろし火」がただよっていた江戸時代初期は、幕府や藩で、高名な武芸者が高禄で抱

える慣習が残っていた。三代將軍徳川家光は、正保3年(1646)、柳生但馬守宗矩を將軍家の劍術師範をとして一万二千五百石の大名として登用した。しかし実戦の必然が想定されない時代、武芸が無力化し、一般武士においては武芸習練の怠慢が目立つ。同時に武芸者の存在価値が薄らいでくるのは止むを得ない。武芸で身を立てようとする武士、廃藩等で士禄を失った武士が、武芸の技法の専門化をめざし師範をめざした。またあるいは競技化へ、余暇の善用、養生法として役立てようとするものなど様々であった。専門化の過程では武芸に多くの流派を生じ、新しい武芸が開発された。これらの武芸家は、いわば職人であり、学問修学の経験も少く、その技法の論理を書き誌す者は少なかった。劍術の宮本武蔵の「五輪書」、柳生宗矩の「兵法家伝書」など数少ない例である。またこれらの武芸者は、技法の上での専門家であり、「武士道」という道徳的徳目の唱道者には結びつかなかった。

3) 上級武士の儒教的基盤に立つ武士道観

「武術」「武芸」の技法論と、武士のあるべき道、士道を論じた「武士道」とは、直接的には結びつかない。江戸時代、士道を論じた人々は、文学の素養ある上級武士であった。中江藤樹、熊沢藩山、山鹿素行、山本常朝、大道寺友山、室鳩巢などである。彼等の中に「武士道」のタイトルをつけた著作はない。「武士道」のことは、山本常朝がその著「葉隠」(鍋島論語ともいわれる。1659—1719の論評)で「武士道とは死ぬることとみつけたり」の語を後世の学者がクローズアップしたものである。鎌倉時代の武士道論は、生死に直面する戦場の精神的倚りどころを神仏に求める傾向があったが、江戸時代の武士道論には儒教の影響が大きく作用する。江戸幕府「武家諸法度」第一条に「一、文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事……」と掲げられていることに因んで、武士のあり方として、文学(当時の文学の中心は幕府の採用した儒学、朱子学であった)の素養を強調している。然し最終的に武士たる道の眼目は君主に対しての「忠」である。天和三年(1683)「武家諸法度」第一条が「一、文武忠孝を励まし礼儀を正すべき事」に変えられていることから、「忠」の重要性が察せられよう。

1899年、新渡戸稲造は英文で「武士道」の著を公刊する。この著は、世界の世論を刺激し、広く各国語に翻訳され、10版を数えた。著者は「日本に宗教はないと言われる。果してそうか。武士道がある」とし、「第1章 道德体系としての武士道」から書き始める。第4章から第9章にかけて、また第11章で、彼の掲げる徳目は「義」「勇」「仁」「礼」「誠」「名誉」「忠義」「克己」である。新渡戸は武士道を日本の魂とする。日清戦争後数年の著作であるから止む得ないとして、また実際に彼が急進的な積極植民策提唱者であったとも報じられるが(朝日新聞'97.7.29)「皇室は全国民共通の遠祖……天皇は……地上において肉身をもちたもう神の代表者、天の力と仁愛を御一身に兼備したもう」と述べている。彼の述べる「武士道」論に、偏狭さがあり、それなりの限界があることの証左であるが、これら徳目が、いかに虚構であったかが知られる。武士道は決して日本人の魂でなく、人間の魂でもない。また新渡戸が冒頭に述べるような、「桜花と同じく、日本の土地に固有の花」ではない。オランダの有名な歴史家ホイジンガは、ヨーロッパにおける騎士道が、現実の関係を離れて美しく作られたものであると考証するが(奈良本辰也—武士道の系譜—1965より)新渡戸の武士道論も人間の社会にある身分的關係を肯定した上で作られたと言えよう。そこに主張の脆弱さがあったのであろうか。現実のわれわれの周囲には、封建的道德とは言え一応の徳の体系を具備したものが無残にも崩壊し、その片鱗すら探し得ない。少くとも社会の指導的立場に立つ人々、政治家、教育者、官僚、企業家は、利権を求めてうごめく。そこに「義」「勇」「仁」「礼」「名誉」「克己」があろうか。官々接待を必要悪と認め情報を出し渋る行政の長、沖縄特措法において「正義を放棄した議員、行政者」、破産しながら

3億円の退職金を受けとる企業家、献金の釈明ができず有罪のまま居坐る政党の幹部、年間250日を超える接待を受けたとする官僚、「自ら省みて正しければ千万人と雖も吾往かん」という論語を学んだと思われる知識人も、罪状を認め、その実状を「勇」をもって明らかにする前に命を絶つ。桜の花ならば年が変っても美しく開花する。武士道は咲き得ない徒花（あだばな）であるのかもしれない。

6. 学校体育の中に武道が採択された経緯

1) 学制における「体育」の導入

明治5年8月、学制が公布される。明治政府成立後（1868年）僅か5年後である。「邑に不学の戸なく、家に不学の人無からしめんことを期す」と国民皆学を目指すもので、270年に及ぶ鎖国の間、教育の機能が殆ど一部上級の武士にのみ限られていたことを思うと、画期的な政策であり、我が国が近代国家へ発展する基を開いたものである。体育は「体術」という教科名で、上等・下等小学校に採り入れられるが、江戸期、身体修練ならびに戦技訓練のねらいでしか運動に関わることのできなかつた人々にとって全く新しいものであった。

導入時の体育のねらいは明らかでない。「体術」の教科名は翌年「体操」に変えられる。明治6年、「改正小学校教則」よれば「体操」は1日、1～2時間、しゃ中体操法図、東京高等師範学校版体操図等の書によって成すべし、とされる。前者は医療体操の形式、後者もこれに類似する。

文部省は明治7年「体操書」を刊行し、小中学校、尋常師範学校の教科書とする。この原典はフランス陸軍の「体操教範」で、秩序的運動、徒手の体操、走・跳、懸垂などによる基礎体力づくりの運動であった。

しかし、指導書も少く、全く新しいこれらの体操は、ごく先導的な学校においてのみ行われたようである。

2) 体操伝習所において、撃剣・柔術を学校体操に採用すべき否かの審議

明治11年（1878）、政府は体操伝習所を設立する。ねらいは、本邦に適する体育方法を研究選定すること、それを指導しうる優秀な教師を養成することであった。文部省は、体育方法についての新しい知見を導入するため、米国ボストン市医師であったリーランドを講師として招聘する。

明治16年（1883）、文部省は剣術及び柔術の利害適否に関する調査を伝習所に命ずる。伝習所は東京府下の剣・柔術家十余名を召集、研究調査の結果、明治17年答申をする。結果は、身体発達、持久力、護身力、気力などを養う点での長所は認めるが、身体の調和的発達をさまたげ、「勝敗を主眼とする」ことから技は無限定となり危険であり、練習が非科学的、不合理、その他経済上、管理上の問題から「正科トシテ採用スルコトハ不適當」とするものであった。

嘉納治五郎は明治15年「講道館柔道」を創始している。従来の武術としての柔術は勝敗至上であるとし、それを「勝敗の理を討究して、原理を発見し」この原理から心の修養、世に処する方法にまで広げる。「術」ではなくて「道」として教えるのが全く新しい「柔道」である、とし「乱取」の修業と「形の修業」の2コースを定めた。当時、嘉納の「柔道」が十分広まっていなかったので、考察の対象から除れていたものと思われる。

3) 体操遊戯取調報告における「撃剣柔道ニ関スル件」——正科採用の否決

柔道、剣道（現在の呼称）を学校体育の教材として採用させる試みは、体操伝習所の答申以降、大きな進歩はなかった。明治28年（1895）大日本武徳会が成立し、日清・日露の戦争によって、ナショナリズム昂揚の期を迎える。文部省は明治37年（1904）「体操遊戯取調委員会」を設置する。当時の学校体育界は、遊戯熱が台頭し、スエーデン体操が紹介されて、普通体操、兵式体操中心の無味乾燥な、強制的体育に変化を求める動きがあったからである。文部省普通学務局長沢柳政太郎を委員長とし8名の委員が37回にわたって審議し、「体操ノ目的」他19項にわたる報告を出す。その十四項に「撃剣及柔道ニ関スル件」がある。全文を紹介しよう。

十四 撃剣柔道ニ関スル件

撃剣柔道ノ教育上ノ價值ニ就キテハ明治十六年五月ヨリ翌年十月ニ涉リ體操傳習所ヲシテ實驗ト理論トニ訴ヘ調査セシメタル結果學校ノ正科ト爲スニ適セザルヲ認メ任意正科外ニ課スルコト、シ其ノ後明治二十九年七月更ニ學校衛生顧問會議ニ諮問シタル結果前回調査ト略略論決ヲ同ウシタルガ故ニ之ニ依リテ從來ノ方針ヲ持續セリ近年體育獎勵ノ聲盛ナルト共ニ之ヲ學校正科ニ加ヘントシテ建議スルモノ多シト雖モ今日ニ於テ先ニ調査セル結果ヲ覆シ之ヲ正科ニ加ヘザルベカラズトスルノ理由ヲ發見スルコト能ハズ仍テ從來ノ方針ニ依リ滿十五年以上ノ強壯ナル生徒ニ限り任意正科外ニ行ハシムルヲ以テ正當ナリト信ズ

世間往々撃剣、柔道ハ從來ノ儘ニテハ學校正科トスル能ハザルモ之ヲシテ團體的教授ニ適セシメ又順序ヲ立テ方法ヲ案ジ以テ體育ノ目的ト一致セシムルコト爲シ難キニアラズト言フモノアリ此ノ説ヲシテ信ナラシムルモ假スニ歲月ヲ以テシ實地ニ就キ理論ニ訴ヘ系統的ニ研究ヲ遂ゲ以テ幾多ノ變更修正ヲ加ヘザルベカラズ依テ此ノ點ニ關シテハ國立體育研究所等ニ於テ別ニ調査スルヲ要スベシ

現時學校ニ於テ往々生徒ノ年齢及體質等ヲ問ハズ其ノ志望ニ任セ撃剣、柔道ヲ教フルモノアリ是レ體育上看過スベカラザルコトナリ 就中嚴寒酷暑ノ候ニ於ケル修業ハ嚴ニ生徒ノ體質ヲ考フル等一層ノ注意ヲ要スルモノト信ズ (アンダーライン、筆者)

これによれば当時の戦時気運においても、柔道・剣道が正科として採用され難かったのは、明治24年の小学校教則で体操の目標を「身体ノ成長、均整ナ發育、健康、精神ノ快活」とし、体操遊戯取調報告においても、体操科の目的を、優美なる姿勢、均整な發育、全身の保護増進を冒頭に掲げていて、それらを重視したこと、柔・剣道がその運動内容や、練習過程に、合理性、科学性に欠けるところがあったものとされたからである。

4) 学校体操教授要目における取りあげ——選択教材の道を開く

大正2年（1913）、文部省は学校体操教授要目を訓令として、公布する。各学校において「その授くところがまちまちで、拠りどころに迷っているようであるから」と、教授上の参考として、教材ならびにその解説、配当の仕方、時間外諸運動、教授上の注意、について細部にわたって指導の要点を述べたもので、現在の学習指導要領の前身をなすものである。

柔・剣道は、ここで始めて、但し書きつきの選択教材として登場する。

体操科ノ教材

体操科ノ教材ヲ体操、教練及遊戯トス

但シ中学校及師範學校ニアリテハ撃剣及柔術ヲ加ウコトヲ得

明治16年以来、学校体育の教材として認可されるまで30年を要したことになる。

5) 学校体操教授要目の第1次改正—剣道、柔道の名称を正式決定

大正15年(1926)2月の要目の改正で注目されるのは、剣道、柔道の名称が使われたことである。取り扱い、改正前と同じく選択の科目である。

体操科の教材

体操科ノ教材ヲ体操、遊戯及競技トス但シ男子ノ師範学校、中学校ニ在リテハ剣道及柔道ヲ加フルコトヲ得

この名称の変更が、大日本武徳会等の働きかけによったものであることについては既に述べたが、この際明治以降これがどのような名称であったか振り返ってみよう。

明治16年 文部省体操伝習所に諮問

剣術 柔術

明治38年 体操遊戯取調報告

撃剣 柔道

大正2年 学校体操教授要目

撃剣 柔術

大正15年 学校体操教授要目第1次改正

柔道 剣道

昭和6年(1931)、文部省は、師範学校、中学において、剣道及柔道を必修とした。その理由について訓令は「是レ剣道及柔道ガ我が国固有ノ武道ニシテ質実剛健ナル国民精神ヲ涵養シ心身ヲ鍛錬スルニ適切ナルヲ認メタルガ為ニシテ兩者又ハ其ノ一ヲ必修セシメントス」である。

6) 学校体操教授要目の第2次改正—必修化

すでに昭和6年、中国軍が満州鉄道を爆破したとして、日本は15年戦争に突入していた。昭和11年(1936)、文部省は体操科の教材として男子師範学校、中等学校に剣道・柔道を必修とした他、弓道を選択科目とし、女子の師範学校、高等女学校、実業学校で弓道、薙刀を選択科目とした。

戦時体制において、武道の役割が高められたのであるが、それは「武術」「武技」における技能の問題ではなく、「武道」のもつ攻撃的性格が重視されたのである。このことはつぎの国民学校体錬科教授要項に明確に指示される。

7) 国民学校体錬科教授要項—武道によって没我、攻撃精神の養成をはかる

昭和16年3月(1941)、従来の小学校は国民学校に改められる。その根本理念は国家の総力發揮のため、教育体制を新しくすることとされた。文部省訓令第9号(1941.3.29)によると、東亜及び世界における皇国の歴史的使命に鑑みて、負荷にこたえることができる皇国民の基礎を練り上げる、そのために国民教育の面目を一新する、というものであった。国民学校(小学校)の4教科は国民科、理数科、体錬科、芸能科であった。体錬科は武道と体操から成る。武道は体操または遊戯の部門の教材の一部分に属すべきものであるが、ここでは科目として独立させ大きな役割を与えた。武道能力を錬成する以上に、伝統的な民族精神—武士として君に忠をつ

くすという没我犠牲の精神を昂揚し、同時に我が身を挺する攻撃精神を強調しようとした。昭和17年(1942)9月国民学校体錬科教授要項が發布される。その内容は、狂気に近いものがある。2~3の例をあげる。

1. 教授方針

1. 體錬科ニ於テハ身體ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ濶達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ實踐力ニ培ヒ皇國民トシテ必要ナル基礎能力ノ鍊磨育成ニカムベシ
2. 體錬科ノ各教科各教材ハ之ヲ緊密ナル關聯ノ下ニ綜合シテ實施シ夫々其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ不斷ノ修練ニ依リ着實ニ其ノ効果ヲ収メシムルニカムベシ
7. 強靱ナル體力ト旺盛ナル精神カトハ國力發展ノ根基ニシテ特ニ國防ニ必要ナル所以ヲ體認セシメ健全ナル心身ヲ鍛鍊シ以テ盡忠報國ノ信念ニ培フベシ

2. 体錬科の教材……略

3. 教授上の注意

：

(五) 武道ニ関スル事項

31. 武道ニ於テハ献身奉公ノ實踐力ニ培フヲ根本トシ心身ヲ鍛鍊シ特ニ旺盛ナル氣魄ヲ鍊磨シ禮節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンズルノ習慣ヲ涵養スルニカムベシ
32. 武道ハ常ニ攻撃ヲ主眼トシテ修練セシムベシ
33. 武道ハ剣道、柔道何レニモ偏スルコトナク之ヲ併セ課シ柔道ニ在リテハ左右ノ技ヲ共ニ修練セシムベシ

これらにおいて武道の性格は明らかである。すなわち、武道が献身奉公の手段であったこと、攻撃精神の養成を最大のねらいとしていたことである。(アンダーライン、筆者)

7) 終戦(太平洋戦争)後の武道の禁止、ならびにその復活

昭和20年(1945)8月15日、日本はポツダム宣言を受諾、連合軍に無条件降伏し、米国の占領下におかれる。占領軍の指示により、戦前の軍国主義教育がつぎつぎに払拭される。同年11月6日「終戦に伴う体錬科教授要項取扱に関する件」として軍事的教材の武道の授業は禁止された。学校体育の教材から完全に姿を消した武道が再び復活するのは、先述の如く、1949年の中華人民共和国の成立、1950年の朝鮮戦争を契機とし、米国の対日戦略の変更によってであった。昭和25年(1950)、学校柔道、昭和26年に学校弓道、昭和27年に「しない競技」が復活、翌年学校剣道としても正式に復活し、学校体育の教材に再登場した。

7. 武道に対する期待の矛盾と非現実性

1) 現行(平成元年3月告示)学習指導要領(中学校 第7節 保健体育)について

学習指導要領は諸々に矛盾をはらみながらも権力を後楯に教師がそれに無条件に従うことを強要している。中学校学習指導要領 第7節 保健体育。武道の項にその矛盾をみる。

この節は、第1 目標、第2 各分野の目標及の内容、第3 内容の取扱いである。

第2における〔体育分野〕目標と内容のうち、内容は、A 体操、B 器械運動、C 陸上競技、D 水泳、E 球技、F 武道、G ダンス、H 体育に関する知識である。A～Gは実技のCategorizationである。陸上競技、水泳、球技など運動形態の全く違ったものである。球技はボールを扱う運動種目である。武道は、武術、武技系の種目であるとされるのに、柔道、剣道、相撲の3種目で構成される。相撲を武技、武術系の種目と理解できる人は少いであろう。この系統は、前学習指導要領で「格技」と総括されていた。ぶつかりあって力とか技とかで相手を封じる種類の運動を一括したもので、柔道、剣道、すもう、レスリング、唐手、拳法、ボクシングなどを含むと理解される。おそらく「道」という語を付加することにより、これらの運動種目、柔道、剣道などが、他の運動種目とは異なった精神要素を持つことを標榜したかったために運動群の名称としてはまことに異様な「武道」の語を用いたのであろう。

この「武道」という語が今回新しく登場した背景を探ることにする。

学習指導要領は、教育課程審議会の答申に沿って改訂される。昭和62年12月24日(1989)の同審議会答申の I 教育課程の基準の改善の方針の4 各教科・科目等の内容体育・保健体育の部の改善の基本方針の部分に「武道」に改称させる指示がみられる。

なお、「体操」の領域については、体力を高める運動の学習が一層効果的に行われる各学校段階別の内容を改善する。現行の「格技」の領域については、名称を「武道」に改め、我が国固有の文化としての特性を生かした指導ができるようにする。

ここでとりあげられる「我が国固有の文化の特性」とは何であろうか、文化の特性として継承すべきもの、排除すべきもの、善悪それぞれある筈である。平成元年12月文部省より発行された「高等学校学習指導要領解説」の「武道」の部を参照することにする。

「我が国固有の文化としての伝統的な行動の仕方が重視される運動」「礼儀作法を尊重して練習や試合ができる運動」「武道に対する伝統的な考え方を理解し、それに基づく行動の仕方を身につけることが大切」の紹介から始まるが以上の部分で特性の内容は一切述べられない。続いて1、技能に関する内容、2、態度に関する内容が解説されるが、ようやく後者において「武道では、常に勝敗を目指すだけでなく、技の習得を通して人間として望ましい自己の形成を重視するという武道の伝統的な考え方を理解し、それに基づく行動の仕方を尊重することができるようにすることが大切である」と解説する。ここで述べられていることがおそらく「武道」に要求されている眼目であろう。「技の習得を通して人間としての望ましい自己の形成を重視するという武道の伝統的な考え方」というがそのような考え方の伝統があったであろうか。技の習得によって人間として望ましい自己形成とはどんなことを指すのか、またそれが可能であろうか。(アンダーライン、筆者)

この学習指導要領の解説において、「人間として望ましい自己形成」といった精神内面に触れているのは「武道」の部だけである。体操、器械運動、陸上競技、球技などで、「人間」「自己形成」などの語は用いられない。何故「武道」の部においてのみそれが期待され得るのであろう。「技の習得」が、「自己形成」にどう結びつくのであろうか。

2) 学校武道の性格について

①「武技」「武術」は体育でなく戦技であった

「体育」は身体活動に関わる教育である。しかしお茶をたてたり、花を活けるときの動き、作法は「体育」ではない。large big muscle activities (大筋群の活動) を体育の対象とするからである。同じ大筋群の活動でも1つの目的をもっている場合、その目的が優先される。農作業、あるいは武器を取っての戦闘行動がその例である。日本において、明治期以前唯一の体育は武芸(武技、武術)であった。武芸の修練は、幕府によって命じられたものである。しばしば引用するが武家諸法度の冒頭「文武弓馬の道専ら相嗜むべきこと、……弓馬は是れ武家の要枢なり、兵を号して凶器と為す止むを得ずして之を用う、治乱を忘れず、何ぞ修練に励まざらんや」と、された。これらの武芸修練は各藩においても実施されなければならなかった。その教育機関の1つが藩校である。藩校は各藩の独自制で自由に設置されたものであったが、寛永年間に始まり、明治廃藩まで全国で278を数えた。藩校のカリキュラムは文武の修練であり、武の修練に関しては、直接藩校内の武芸所でこれを行うもの、または城下の武芸稽古所等に委託するものがあった。いずれにせよ武士、とくに上級の武士において、武芸修練のキャリアが任官(士分として、藩の職務に任じられる)の基礎資格であり、必須のものであった。近世江戸時代における平和期は、武芸の実戦的、粗野な運動形式が洗練され、専門化され、細分化された。その種類およそ60を越えるとされる。その中で中心をなすもの六芸一弓、馬、剣、槍、柔術、砲術である。身体的活動として、これら技能向上がはかられたのである。

ところが明治政府の誕生、学制の制定(明治5年—1872)によって導入された体育は、武道とは全くその性格、内容を異にしていたのである。

② 戦前の学校武道に求められたもの——献身奉公の精神と攻撃精神

最初、学制導入のとき(明治5年)政府が学校体育に求めたものは、西欧化と健康への視点であった。それには「体操」という形態が適していた。その後、体操伝習所における研究等を経て、身体健康、均整な発育、快活剛毅、規律の目標が掲げられる(明治24年—小学校教則)これらは兵士として望ましい資質を要請したものである。武道の諸技能、またその運動形態が、これら目標を充当することは困難とされた。

均整な発育という面では体操が身体各部を万遍なく動すことができる。また号令に従って一斉に同じ運動ができることの面では、武道の各種目の及ばないところであった。武道は技能面では評価されなかったのである。明治期において武道は学校教材として登場するに至らなかったが、大正期のはじめようやく選択の教材として登場する。大正2年学校体操教授要目制定のとき、体操の主要教材を、体操、教練、遊戯としながら、「但し中学校及師範学校生徒ニ撃剣及柔術ヲ加ルコトヲ得」としたのである。日清・日露戦争において、日本軍が直接敵とぶつかり合う白兵戦において成果を収めたのは、武術の攻撃精神のためであったとの認識が、この体育教材としての採用の背景にあった。

昭和6年、文部省は、剣術・柔道が質実剛健なる国民精神の涵養と心身の鍛錬に効果があることを訓令で強調している。事実昭和17年の「体錬科教授要項」の教授上の注意、において、武道は「献身奉公の実践力に培うこと、旺盛なる気魄、礼節、廉恥の習慣の涵養の他、とくに攻撃を主眼とすべし」とされる。戦前、武道が学校体育に登場するときに求められたのは、国民精神、献身奉公の精神、攻撃精神という精神面であった。

3) 「武道」による自己形成は可能か

歴史的に考察するとき、「武道」の修練が求められるとき、それは単なる運動の技能でなく、異常なほどの抱き合わせで、精神面の涵養が目的とされた。幕藩制時代において、「忠孝の精神」、戦前において、「献身奉公、攻撃の精神」、そして戦後新指導要領において、「自己形成」「礼節」である。他のスポーツ、例えば陸上競技、サッカー、テニスなどのスポーツ種目の修練において（競技も含めて）これらが求められないのは何故であろう。

確かに、柔・剣道場には多く神仏の像を掲げられ、道場の入退出に当って礼をする。また競技の始まる前、お互に礼をして始め、終って、礼をする。しかしひとたび競技が始まると、荒々しい攻撃精神での攻撃技術の発揮となる。柔道においては、相手を投げ倒し、あるいは抑えるなどで肉体的ダメージを与える。肉体的な力、技能で相手を完全な支配下におき降伏させるのである。剣道の試合では始めに威圧のかけ声があり、少し位の叩き込みはポイントとならない。その叩き（打込み）が有効とされるのは、その技が明らかに相手を殺傷せしめると判定されるときである。フェンシングの競技において、剣尖が相手にタッチするとすべて電光が灯って判定されるような中途半端なものでない。

バレーボール、テニスのプレーヤーがお互に握手し、審判にも挨拶してゲームを終えるのを見るが、極めて簡単な形式的なものである。武道の礼にどんな実質的な意味があるのか。武道が他のスポーツ種目と異なる「礼節」とは何であるのか理解できない。

さて問題は「自己形成」である。文部省の高等学校学習指導要領解説では、「人間として望ましい自己形成」である。剣道、柔道は本来的に「武技」「武術」の転化したものである。力で相手を屈伏せしめるもの、相手の生命に危害を与えることをねらいとして開発され、平和の時代、スポーツ競技に転化したものである。これらの技能は、どのようにして相手を投げ倒し、抑えこむか、どのように相手に有効な打撃を与えるかであり、攻撃精神、闘争心の涵養が求められる。

あるいは、武道の修練が儒教的道德心の涵養と結びつき得るとするかも知れない。ここで2つのことを言いたい。いわゆる士道、武士道は狭い世界の倫理である。夫婦、親子、武士同志、武士と君主の関係である。武士は主君に仕え、同等の武士の場合その階級の秩序を守り、親に仕えると同時に子供には家長として君臨し、夫婦関係においては優位者であった。彼等の道德規範の中に、農民や町民に対する人間として関係があったであろうか。驚くべきことに、身分の違う人々に対して、また自然などの環境に対する考察は殆どなかった。筆者は不学にしてその例を知らない。現代と著しく異なる点である。

第2に、士道、武士道を論じた人々は、文学の素養ある当時の上級の武士であり、武芸の修練に打ち込んだ武士ではない。武芸の修練、その技能を高める間での修業が、武士道論に結びついた論拠はない。

さらにこの命題「武道による自己形式」を疑うに足る具体的事例を、剣道、柔道のそれぞれについていくつか挙げてみたい。

株式会社「アイオーエム社」は、「月刊切抜、体育・スポーツ」の情報誌を月1回の割合で発行している。情報源はスポーツ紙を除いた日刊紙で、6項目に分類されている。

- ① 体育・スポーツ総論
- ② 社会体育
- ③ 学校体育
- ④ スポーツ組織
- ⑤ トピックス
- ⑥ スポーツ事故・事件

この中の⑥ スポーツ事故・事件の項にスポットをあてる時、その死亡事故の多いことに先ず驚かされる。しかもそれらは事前のチェックによって99%は防ぎ得ると考えられる。スポーツにかかわる人々の向うみずな、短絡的な思考形式がもたらした事故とみなされるものである。

剣道については、筆者の手許にある「アイオーエム」誌、収録期間 '91.12.26~'93.1.25の約1年間の報道によれば、事故・事件として収録されているものは次の4件であった。

- ① 東京・杉並神明中学校で、必修クラブの剣道部練習中、顧問の男性教師から足蹴(あしげ)や突き手を受け、生徒が3ヶ月重傷(毎日・91.12.18)。
- ② 世界剣道選手権出場3警官を厳重注意処分 — 昨年6月、米国でとばく(日本経済・92.4.11)。
- ③ 宇都宮大、関東選手権に替え玉選手を試合に出場させる(読売・92.9.21)。
- ④ 佐世保市西海園高で、剣道部の男性教諭が厳しい体罰を加え、生徒ボイコット、監督の同教諭を解任。剣道試合後「気合が入っていない」と平手で14~5回生徒の顔を殴ったもの。教諭の指導方法に疑問をもっていた三年生部員が部活動をボイコットした。教諭は事実関係を認めた上「私も大学時代こうしてしごかれた。自分の方針だ」と答えた。(西日本・93.1.10)。

以上は、僅か1年間のデータである。おそらくこうした事故・事件のない年はないであろう。しかも背後に、明るみに出ない数多くの事故・事件があることは疑いないことである。なお、同じ期間における柔道に関する事故・事件——悪行・暴力・傷害・死亡など——は剣道の数倍に達していた。細部は省略する。

次に近年の例を挙げよう。平成9年6月、東京都議選のとき、最大政党の橋本龍太郎党首が「元気を出そう東京」「私は逃げない」の標語と共に、凛々しい剣道着正座姿で同党のポスターに登場し都民の注目を浴びた。剣道のきびしい修練に耐えてきた、節度ある信頼できる人間を党首に据えているとして、党のイメージアップを図ろうとしたものであろう。

しかし剣道の修業が、自己に厳しい人間形成に役立つという保障はない。日本国首相でもある彼の場合、その凛々しい姿とは裏腹に、金銭、女性問題での疑惑が取り沙汰されてきた。金銭問題で第一に挙げられるのは、蔵相時代、彼の金庫番秘書が富士銀行から13億円の不正融資の仲介をし、その融資先が、彼が懇意にしていた元銀座天ぷら屋経営の女性であったことである。秘書の国会証人喚問にまで発展したが、最後のところで不発に終わった。薬害エイズ問題がきっかけで、加害企業のみどり十字社から年間860万円の献金を受けていることが発覚したが、被害者の悲惨な状況、彼等の怨念を思うとき、受領に抵抗はないのであろうか。'96年、日本病院寝具協会・日本医療食協会からの700万円の献金は、それらが問題企業として摘発を受けていたこともあって、国会で追求され、「返納する」とした。'97年、国庫補助を受けている厚生省関係の団体からの760万円の献金も、指摘を受け返還したが、その他金銭にまつわる疑惑が公表されてきた。

女性問題については、週刊誌、雑誌等で再三再四にわたってとりあげられてきた。交際したとされる女性の実名手記が数件ほど週刊誌を賑わしたが、黙殺のままである。しかし中国人女性との関係は、彼女が同国の情報部に所属していたとの疑惑があり、外国の新聞にも報じられ、国会でも追求を受け「お叱りを受けるよりない」と釈明した(1998.1.20 衆院予算委員会)

表面に出たこれらの事件は、両問題とも、単発的・偶発的なものではない。いわばそのような性向が形成されているのではないかと疑われる。少なくとも武道が標榜する人間形成とは別の形のものである。剣道は彼のスポーツ教養の一つであって、厳しい自己形成には結びつかなかったのである。

柔道の例として'96年12月24日、写真週刊誌「FLASH」にとりあげられた都内N体育大学の

柔道部員の状況を見よう。表紙に「名門・N体大柔道部員ホモビデオ出演珍事」とあるように、同体育大の柔道部員が集団で登場し、恥かしい体の部分を露出したり、猥褻な行為をしているシーンが紹介されている。ビデオ会社から、商行為としての報酬を得たであろう、とも記されている。

もし剣道の修練が、同じく柔道の技能を修練することが、人間らしい自己形成に資し得るとするならば、日夜それだけ多くの修練を積み重ねているこれらの人々が、人間としてその分磨き高められこそすれ、暴力や詐欺、不当利得、その他人格や品性をも疑わせる行動に身を任せる筈はない。これらの人々が自らを律するに厳しい、とは到底思えない。このような例は枚挙に遑がない。武道が、スポーツの中で特別に「人間形成に資し得る」という仮説が成り立たないことは、容易に知られるであろう。

8. 結論

「武道」、学校体育における柔道・剣道においてのその技能の修練を通じて、人間としての自己形成を期待できるとすることは、いわば幻想に過ぎない。多くの男性は、武道の修練を経験している。戦中派は必修として、戦後派は体育の授業、またはクラブの活動を通じて、現代派は再び必修科目としての学習においてである。また今なおクラブの活動、職務上のこと、余暇の活動として武道に関わる人々が存在する。武道はこれらの男性に自己形成の影を落さなかった。彼等の心を占有するのはむしろ勝つための「邪」の策である。それをいかに巧妙に用い、相手より優位に立つかに腐心する。エイズ感染のおそれを知り乍ら、非加熱製剤を使用させる企業、官僚、学者。返還不能を予定して出資金集めのオレンジ共済事件。三菱企業から個人として数十億受取り政界ばらまきの泉井被告事件。厚生行政の利権を提供して免職となった岡光厚生事務次官。山一、日興、野村の三大証券から9億以上の利益提供を受け、第一勧銀から117億8千万余の迂回融資を得た総会屋小池被告。大蔵省を天下って道路公団に務め、銀行から年間250回にわたる接待を受けた井坂。その他、収賄の疑いで逮捕された大蔵検査官たちはつい昨日（'98・1・25）のことである。政治家に至っては、代表的政治家面々のリクルート疑惑に始まって、建設、通産などの行政に関与しての利益追求。株疑惑で'98・1・30に参考人招致の自民党新井代議士など、金銭的疑惑は枚挙に遑ない。破産した銀行が国の保護を受け、その会長が3億円の退職金を手にする、そのような経営状態で北海道拓殖銀行は自民党への政治献金を続けていた。政・財・官・学そのモラルの腐敗は末期的である。これらの人々はほとんど「武道」を体験している。「武道」が彼等にどのような精神的影を落したのであろう。いかに「武道」による人間的自己形成など、フィクションに過ぎないかが知られよう。

「自己形成」「武士道」などの仮説は成り立たなかった。何故であろう。その前提に誤りがあったのである。「武」の起りは、相手に危害を与えること、力や道具をもって相手を意に従わせることであった。その手段としての武器の操作術、力—体力づくりが武術の目的であった。それは農耕生産の発展によって原始共同体の経済バランスがくずれ、人間の歴史の99%の時代に保有していた崇高なる平和的性向を暴力的に変貌させたのである。「武」に「道」という衣を被せようとその実体は変わらないのである。

同じく、スポーツもその傾向をもつ。約1万年前まで続き、今もなおその生活形態を踏襲する原始共同体型原住民の間に、「競争」「コンペティション (Competition)」は存在しない。人間同志の優位感が存在しないからである。支配が必要とされないからである。

スポーツはそもそも「武力」の発揮に関連して発生した。相手より優位な体力をつくること、戦いの道具の操作法の獲得がスポーツのねらいである。古代人は無味乾燥な、実質的なこれらのものをゲーム形式でコンペティションに押し上げた。B・C・776年には始められていたとする古代ギリシャの祭典競技種目は、走、跳、投、レスリング、ボクシング、パンクラチオン（レスリング、ボクシングの結合したもの）、戦車競技であった。彼等は球技を楽しんでいた。水泳も行っていた。それらは直接戦闘に結びつかないが故に、競技種目として採用されなかった。ハッケンスミスはその著「体育の歴史」で、これらの競技種目は、by product of the war（戦争の副産物）であった、と述べる。

古代において暴力の手段として発達したスポーツの性格を、現代においても一度考察してみる必要がある。スポーツは他人を信頼することではない。それはねずみのレースと同じく、敗者にはなんの報酬もない。人間の性格を基本的に「悪」とみてその相手と闘う。常に力に対する渴望と闘争がある。それは「適者生存」の闘いである。スポーツはまた、制度、組織、社会における優位制を認めることである。スポーツマンは組織人間となり、チームプレーヤーとして動かなければならない。「1人の道を往く」というのではなく個人のアイデンティティを、体制に屈服させることである。

スポーツにおいて、チームプレイの一種であろうか、つい先日その性格を露呈した2つのホットな事件があった。'98年1月21日、22日の両日、東京都下八王子市のT大ラグビー部部員、前述の都内N体育大アイスホッケー部員による集団レイプ事件が、テレビや一般紙とくにスポーツ新聞に大々的に取上げられた。N体育大の場合、事実が長らく隠蔽されていたことも問題とされた。フェアであるべきスポーツマン集団が悪を犯し、ばれなければそれまでと、口を拭いていた体質が問われた。T大ラグビー部は活動の無期限停止、N体育大の場合、'98年、長野オリンピック女子アイスホッケーに出場予定女子部員の不参加騒動に発展した。レイプ、とくに集団によるレイプが、彼女にどのような惨めさを残すのかを、予測し得ないのである。この運動部員らの知性と情感の欠如した集団意識に慄然とする。識者はいう、このような事件は運動部の体質によるもので、婦女暴行など1割くらししか表面化していないと。（上智大、福島章教授—犯罪心理学）。

資本主義社会は「競争の原理」によって構築される。子供達は小さいときから競争の学習に似合うよう社会化される。ゲームにおいては1つのチームが息切れし、燃えつきて始めて勝者が確定する。スポーツの教育者たちは競争の中に「モラル」を求めようとする。「よく戦った」「悔いのないものである」「相手を讃える」と、しかし、栄光は勝者にしか与えられない。

世の中に、人間らしい自己形成の基盤に立って行動される方々が存在する。水俣病を問い詰める作家の石牟礼道子、写真家のユージン・スミス、オウム事件の江川紹子、原爆の図を画き続けた丸木夫妻、知られているこれらの人々、その仕事は無償の犠牲的行動によってうち樹てられている。その他、湾岸戦争を告発、韓国人の傷病者を支援する、中国人の被害補償支援、花岡事件¹²⁾における中国人殉難者の記録をつくる人々、東京都中野陸軍学校跡の遺骨保存を訴えるなどの人々がいる。資本主義国のチャンピオン、米国においてさえ、ベトナム戦争の秘密文書を暴く、エルズバーク博士、湾岸戦争を告発する元司法長官、ジョン・クラーク¹³⁾、その他数多くの、このような苦しい厳しい闘いに生涯を捧げる人々がいる。その自己形成の素晴らしさ、精神の高貴さに感動すると共に、彼らの苦しさを思い暗然とする、これらの人々はいずれもスポーツマンではない。

スポーツの世界にどうしてこのような人があらわれないのであろう。僅かに知っている例と

して、1972年に「ベトコンに恨みはない」と徴兵忌避して、ボクシング界でチャンピオンの資格を剝奪されたモハメッド・アリ（資格復活、1996年のアトランタ・オリンピックの聖火最終走者となる）、1968年メキシコオリンピックの陸上競技400、200メートル優勝者として表彰台に上りながら、靴を脱いで抗議したアメリカのブラック・アスリート、エバンスとスミス。スポーツマンではないが、大学（愛知教育大）の体育教員として、1992年名古屋オリンピック開催に反対し、IOCに反対署名をもって陳情した影山健、などきわめてわずかに過ぎない。スポーツが、勝利者—敗者、権力者—弱者の構造の上に、暴力の優位を是認する性格をもつことが、近代的人権（これらのものは標榜されながら殆ど実現されない）になじまないのであろう。—精神（思想・信条）・宗教・居住の自由、暴力、搾取、貧困、疾病、その他もろもろの差別からの自由にくみし得ないのである。

最後に、筆者は武道、スポーツの存在を否定するものではない。それらについて数々のメリットを述べるができる。しかし、人間らしい自己形成ができるという仮説をうち樹て得ない。そのスポーツのメリットを述べる紙数のないことをお詫びしたい。

<注>

- 1) エンゲルス、戸原四郎訳、家族・私有財産・国家の起源、岩波文庫、1987. p. 234.
- 2) Thorstein Bunde Veblen (1857-1929)。アメリカの社会学、経済学、人類学者。哲学博士。1899年、シカゴ大学講師のとき「The Theory of the Leisure Class」(有閑階級の理論)の論文で一躍学会で有名となる。
- 3) ———
- 4) 山本常朝(1659-1714)。佐賀の鍋島藩士、藩主光茂の死に殉じようとして果さず、髪を下ろして北山に隠棲、「葉隠」を著わす。
- 5) 嘉納治五郎(1860-1938)。講堂館柔道創始者。明治14年東京帝国大学文科大学卒業。東京高等師範学校長、文部省普通学務局長、貴族院議員等歴任。明治42年(1909)国際オリンピック委員、明治44年、大日本体育協会創立のとき初代会長。
- 6) Charles Robert Darwin (1809-1882)。イギリスの博物学者、進化論者。1858年、「種の起源」刊行、生物進化の事実を提示、自然淘汰説を樹立。
- 7) 前述、<注> 2)
- 8) クレーダー編、布村一雄訳、マルクス古代社会ノート、未来社、1976. pp. 58-59.
- 9) アダム・スミス、大内訳、国富論、岩波文庫、第4分冊、P. 45.
- 10) エンゲルス。<注> 1) 参照。
- 11) 奈良本辰也、武士道の系譜、中公文庫、1950. pp43-46.
- 12) 花岡事件。日本政府が1943年4月から、45年5月まで約4万人の中国人を強制連行したが、秋田県内三菱鉱山事業所にそのうち2,382人が連行され、過酷な労働と劣悪な生活条件のもと、586人が死亡させられた、という事件。1995. 6. 30、花岡事件50周年記念誌刊行。代表、秋田県大館市、奥山昭五。
- 13) ラムゼ・クラーク (Ramsey Clark)。アメリカの元法務省次官、長官(1961-68)。湾岸戦争における米国の武力行使反対。戦後「国際戦争犯罪法廷のための調査委員会」設立。1991年9月8日、東京渋谷山手教会にて講演。「The Fire This Time」U. S War Crimes In the Gulf, Thunder's Mouth Press, U. S. A. 1992。日本訳 中平信也、ラムゼ・クラークの湾岸戦争—戦争はいまこうして作られる、地湧社、1994。